

(1 4) 中東和平問題

(長期)基本政策

(中期)施策

(短期)事業

・中東地域の平和と安定、経済的発展
・わが国の中東政策における国際的な発言力の強化



- 4 1 当事者に対する働きかけ・・・・・・・・・・個別事業群
- 4 2 関係国との活発な協議・・・・・・・・・・個別事業群
- 4 3 パレスチナ国家建設支援・・・・・・・・・・個別事業群
- 4 4 信頼醸成措置・・・・・・・・・・個別事業群
- 4 5 多角的中東外交・・・・・・・・・・個別事業群
- 4 6 わが国の立場と支援姿勢の・・・・・・・・・・個別事業群
積極的広報

【基本政策の意義】

大量破壊兵器の拡散問題や国際テロ等、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ石油輸入の9割近くを中東地域に依存するわが国にとり、この地域の平和と安定はわが国の平和と繁栄に直結する重要な問題である。中東和平問題は中東地域の平和と安定の鍵ともいうべき問題であるところ、わが国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。

【基本政策と中期施策との関係】

わが国は、当該地域における中立的な立場を活かし、主に紛争当事者間の「信頼醸成措置」(44)や段階に応じた「パレスチナ国家建設に向けた支援」(43)などを通して、中東地域の平和と安定及び経済的発展に寄与してきた。また、主に「関係国との活発な協議」(42)や、「当事者に対する働きかけ」(41)を継続させながら、日・アラブ間の対話促進を含む「多角的中東外交」(45)を展開することにより、わが国の中東政策における国際的な発言力の強化に努めた。その結果、各国からは、わが国の中東和平に対する積極的な取組への高い評価と継続的な関与への期待が表明されている。なお、中東和平に関するわが国の立場と支援活動に対し、国民の一層の理解と支持が得られるよう、「積極的広報」活動(46)も行っている。

【有識者の意見等】

山内東京大学教授は、平成15年9月11日付読売新聞紙上で、日本が中東問題の消極的な「認識者」にとどまるのではなく、積極的な「行為者」となることが内外から期待されていると述べた上で、「日・アラブ対話フォーラム」第1回会合に言及しつつ、このような対話の場が、中東問題における建設的な「行為者」たる日本を国際世論に示す場となることを期待する旨述べている。同教授はまた、平成16年3月に行われた同フォーラム第2回会合の参加後、平成16年3月10日付読売新聞紙において、米国主導の「大中东構想」の欠点を指摘した上で、「事情が違う国々と先進国との間にはまず対話が必要」であり、わが国主催による「日・アラブ対話フォーラム」のような二者間の交流の方が現実的な相互理解をもたらす旨述べている。

4 1 当事者に対する働きかけ

評価責任者	中東アフリカ局中東第一課長 岡 浩
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 22 日
<p>1 .【評価を行う目的】 わが国の対中東外交が明確な政策目標の下、効果的に実施されているか否かを客観的に評価し、国民への説明責任を果たす必要がある。特に平成 13 年 9 月 11 日に米国で起きた同時多発テロ以降、中東地域は外務省の地域別外交においても注目を集める地域であり、国民の関心は高い。</p> <p>2 .【施策の目的と背景、施策の概要】 (1) 目的：中東地域の安定化及び日本の中東政策における国際的な発言力の強化 (2) 概要 (a)川口大臣の中東訪問 平成 15 年 4 月 26 日 - 5 月 3 日、川口大臣はヨルダン、イスラエル、パレスチナ自治区、シリアを訪問、アブ・ラーギブ・ヨルダン首相、シャローム・イスラエル外相、アッパース・パレスチナ自治政府首相、アサド・シリア大統領等と会談を行った。 (b)茂木外務副大臣の中東訪問 平成 15 年 6 月 22 日 - 25 日、茂木副大臣はイスラエル、パレスチナ自治区、ヨルダンを訪問。イスラエルでは中東和平「ロードマップ」に関する国際会議に出席し、パレスチナ自治区ではアッパース首相及びシャアス外務庁長官、ヨルダンではムアッシャル外相と会談した。 (c)中東和平関係要人の訪日 平成 15 年 8 月 24 - 27 日、シャローム・イスラエル外相が訪日。 平成 16 年 2 月 11 - 14 日、シャアス外務庁長官、ファイヤード財務庁長官が訪日。 (d)有馬中東和平担当特使の中東訪問 上記の川口大臣の中東訪問に同行した他、昨年 8 月にはエジプト、イスラエル、パレスチナ自治区、シリア、今年 1 月にはエジプト、イスラエル、パレスチナ自治区、シリアを訪問しそれぞれ要人との会談を行った。</p> <p>3 .【施策の評価の観点と効果の把握】 (1) 必要性 中東和平に関する日本の政策を和平当事者に伝えるには、要人往来等を通じた政治的働きかけが最も効果的である。また、欧米各国要人が頻繁に中東諸国を訪問していることにかんがみれば、中東和平に関する日本の発言力を強化する上で、要人往来を活発化させることが必要である。</p> <p>(2) 有効性 上記施策を通じ、中東和平当事者間の対話と交渉を促進し、中東和平に対する取組における日本の発言力を高めることに努力した。その結果、これら当事者よりはわが国の関与を歓迎する旨の発言がなされており、今後とも緊密な意見交換を行っていくことにつき賛意が得られている。</p> <p>(3) 優先性 中東和平の実現のためには、イスラエル、パレスチナ両当事者間による対話と交渉が不可欠であるところ、中東地域において負の遺産を有さないわが国が、中立・公正な立場から、両当事者間の橋渡し役として対話に向けた信頼醸成を図る意義は大きい。</p>	

4.【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4)その他

中東地域の平和と安定はわが国の平和と繁栄にも直結する問題である点及びわが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。

5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

(1) 『外交青書』(99-103頁)

(2) 現地報道についての報告

- ・川口外務大臣の中東訪問(平成15年4月28日付ヨルダン「国营ペトラ通信」記事『(ファイサル)摂政、日本国外務大臣を謁見』)
- ・4月28日付イスラエル紙「ハアレツ」記事『過去になりつつある小切手外交』

(3) 外務省 HP

- ・「川口外務大臣の中東訪問」(平成15年4月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_kawaguchi/chuto_03/index.html)
- ・「茂木外務副大臣のWTO非公式閣僚会合出席、及び中東訪問」(平成15年6月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/fuku/motegi/wto_03/index.html)
- ・「茂木外務副大臣のイスラエル・パレスチナ自治区、ヨルダン訪問(概要と成果)」(平成15年6月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/middleeast/motegi_gh.html)
- ・「シルヴァン・シャローム・イスラエル副首相兼外相の来日」(平成15年8月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_03/0308.html#2)
- ・「パレスチナ自治政府2閣僚の訪日(概要と評価)」
(http://mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_04/plo_gai.html)

7.【備考・特記事項】

中東和平の実現に向けた努力及びその成果は定量的には計りがたいものであり、また外務省の施策以外の、現地情勢等の外部的な要因に影響を受けるところが大であるところ、その評価には長期的な視点が必要であることに留意すべきである。

4 2 関係国との活発な協議

評価責任者	中東アフリカ局中東第一課長 岡 浩
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 22 日
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>わが国の対中東外交が明確な政策目標の下、効果的に実施されているか否かを客観的に評価し、国民への説明責任を果たす必要がある。特に平成13年9月11日に米国で起きた同時多発テロ以降、中東地域は外務省の地域別外交においても注目を集める地域であり、国民の関心は高い。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>(1) 目的：中東地域の経済的発展と安定化及び日本国の中東政策における国際的な発言力の強化</p> <p>(2) 概要：和平当事者との会談のほか、アラブ・イスラム諸国要人との会談、また、G8外相会合をはじめ、米、英、仏、EU他との各種要人会談の場で中東和平が取り上げられている。また、東京に来訪した政府関係者や有識者との意見交換や、在外公館を通じた先方政府関係者や在京大館員との活発な意見交換も日常的に行っている。</p> <p>(a) 小泉総理の中東訪問</p> <p>平成15年5月24日-25日、小泉総理はエジプト及びサウジアラビアを訪問し、ムバラク・エジプト大統領、アブドラー・サウジアラビア皇太子、ファハド同国王と会談を行った。</p> <p>(b) 川口大臣のエジプト、チュニジア訪問</p> <p>平成15年10月25日-29日、川口大臣はエジプト、チュニジアを訪問し、マーヘル・エジプト外相、ベン・ヤヒア・チュニジア外相等と会談を行った。</p> <p>(c) 高村総理特使及び逢沢総理特使の中東訪問</p> <p>平成15年12月15日-18日、高村総理特使（元外相）はエジプト及びサウジアラビアを訪問した。また、逢沢総理特使（外務副大臣）は、ヨルダン、シリア、クウェートを訪問した。</p> <p>(d) 有馬中東和平担当特使の中東・米国訪問</p> <p>平成15年8月に中東、米国を訪問、更に平成16年1月から2月にかけて、中東 再訪後米国を訪問し、先方政府関係者と意見交換を行った。</p> <p>(e) パレスチナ支援調整会議（AHLC）への出席</p> <p>平成15年12月にローマで開催されたAHLC非公式会合に本国政府関係者が出席し、パレスチナ支援について協議を行った。</p> <p>(f) 中東淡水化センター（MEDRC）執行理事会への出席</p> <p>平成15年5月、ブラッセルで開催された第12回執行理事会、平成16年1月、アムステルダムで開催された第13回執行理事会にそれぞれ出席した。</p>	

3. 【施策の評価の観点と効果の把握】

(1) 必要性

中東地域における地域協力及び中東和平当事者間の交渉を促進する観点から、米国をはじめとする関係国と活発な協議を行う必要がある。

(2) 有効性

上記施策を通じ、中東地域の安定化と中東和平当事者及び関係国に対して中東和平に対する取組におけるわが国の発言力を高めるため努力した。その結果、これら関係国からはわが国の関与を歓迎する旨の発言がなされており、今後とも緊密な意見交換を行っていくことにつき賛意が得られている。

(3) 優先性

中東和平を達成するためには、和平実現に向けた当事者の取組が必要不可欠であることは言うまでもないが、中東和平問題が地域の平和と安定のみならず、わが国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する問題であることから、米国や欧州などと緊密に連携しながら問題の解決に取り組む必要があり、このような観点からこれらの国々との活発な協議は優先的に行われる必要がある。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

中東地域の平和と安定はわが国の平和と繁栄にも直結する問題であり、中東和平はその鍵である点及びわが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

(1) 『外交青書』（99-103頁）

(2) 関連する現地紙報道

- ・ 「小泉総理大臣のエジプト及びサウジアラビア訪問（訪問の概要）」（平成15年5月25日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/us-me_03/es_gh.html）
- ・ 「川口外務大臣のイラク復興国際会議閣僚級会合出席及びエジプト・チュニジア訪問（概要と評価）」（平成15年10月29日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_kawaguchi/iraq_03/031029.html）
- ・ 高村総理特使の中東訪問（平成15年12月17日付エジプト「アル・アハラーム」記事『ムバラク大統領、中東和平問題及びイラク復興問題に関し、フィッシャー独外相と高村総理特使と会談』
- ・ 逢沢総理特使の中東訪問（平成15年12月15日付ヨルダン「ドストール」記事『日本の外務副

大臣が国王との会見成果を賞賛』

(3) 外務省HP

・「G8外相会合（概要）」（平成15年5月23日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/evian_paris03/G8gai_g2.html）

7. 【備考・特記事項】

現地情勢が厳しい中でいかにして中東和平関係国要人とのハイレベルの協議を実現していくかが今後の課題といえる。

中東和平の実現にむけた努力及びその成果は定量的には計りがたいものであり、また外務省の施策以外の、現地情勢等の外的な要因に影響を受けるところが大であるところ、その評価には長期的な視点が必要であることに留意すべきである。

4 3 パレスチナ国家建設支援

評価責任者	中東アフリカ局中東第一課長 岡 浩
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 22 日
<p>1 .【評価を行う目的】</p> <p>わが国の対中東外交が明確な政策目標の下、効果的に実施されているか否かを客観的に評価し、国民への説明責任を果たす必要がある。特に平成 13 年 9 月 11 日に米国で起きた同時多発テロ以降、中東地域は外務省の地域別外交においても注目を集める地域であり、国民の関心は高い。</p> <p>2 .【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>(1) 目的：中東地域の経済的発展と安定及び日本の中東政策における国際的な発言力の強化</p> <p>(2) 概要</p> <p>(a) PA 改革タスクフォースへの積極的な参加</p> <p>パレスチナ改革への支援の調整と改革の進捗状況をモニタリングすることを目的として、平成 14 年 7 月に設立されたパレスチナ改革タスクフォースにメンバー国として参画。「地方自治」グループのコーディネーターを務め、積極的に PA 改革支援を行っている（日本はその他、「司法」、「選挙」両グループのメンバー）。</p> <p>(b)パレスチナ支援調整会議（AHLC）への出席</p> <p>平成 15 年 12 月にローマで開催された AHLC 非公式会合に日本の政府関係者が出席し、パレスチナ支援について協議を行った。</p> <p>(c)日・パレスチナ閣僚級協議・合同委員会</p> <p>平成 15 年 2 月にパレスチナ暫定自治政府（PA）のシャアス計画・国際協力庁長官、ファイヤード財務庁長官の 2 閣僚を招へいし、中東和平パレスチナ・トラック、今後の和平プロセス進展への取組、わが国の役割・支援、日本・パレスチナ関係進展のための方策等に関し閣僚級及び事務レベルの協議を行った。</p> <p>(d)二国間経済協力の実施</p> <p>日本は中東地域に対して、平成 12 年度の実績で 7 億 2746 万ドルの ODA を実施した（同地域に対する援助国としては、米国に次ぐ世界第 2 位）。日本は ODA 中期政策における中東地域に対する協力の重点分野として、中東和平プロセス支援のための協力を挙げている。</p> <p>対パレスチナ支援については、平成 5 年以降、インフラ整備、学校、病院の整備、雇用創出支援等、これまでに 6 億 7000 万ドル以上に及ぶ支援を実施。また、イスラエル・パレスチナの衝突発生によるパレスチナの経済的苦境を緩和するために、平成 12 年 9 月末以降、医療、雇用創出、食糧等緊急のニーズに応じた対パレスチナ支援を行ってきている。</p> <p>平成 15 年 4 - 5 月の川口外務大臣の中東訪問に際しては、約 2225 万ドルの対パレスチナ支援を発表した。</p> <p>平成 15 年 12 月及び平成 16 年 1 月、国連統一アピールに応え、雇用創出、衛生、医療、教育、貧困対策の分野で 10 案件を実施するため、国連開発計画(UNDP)日本・パレスチナ開発基金及び国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)に対し、計約 1500 万ドルの緊急無償資金協力を実施することを発表した。</p> <p>平成 16 年 2 月、イスラエルの封鎖政策に由来する現在の財政危機に対して、ノンプロジェクト無償の対象候補となるうるパレスチナ自治政府予算に計上されている物品に係わる購入費について、平成 5 年以降の国際社会の対パレスチナ支援総額に占めるわが国支援額の割合（約 10%）に相当する 5 億円（約 410 万ドル）を供与することを決定した。</p>	

3.【施策の評価の観点と効果の把握】

(1) 必要性

パレスチナ国家の樹立は、イスラエル・パレスチナの平和共存を達成する上で不可欠の条件であり、国家建設に向けたパレスチナ改革の促進、及びパレスチナ人の人道状況改善のため、これを積極的に支援する必要がある。

(2) 有効性

上記施策を通じ、中東地域の経済発展と安定化及び関係国に対して中東政策におけるわが国の発言力を高めるため努力した。特に、国連開発計画（UNDP）を通じて実施したわが国の改革支援パッケージは、改革の進展のための第一歩として、パレスチナ側及び他のドナー諸国から高い評価を受けている。

(3) 優先性

パレスチナ独立国家の建設は、中東和平を達成する上で必要不可欠の要素であるところ、平成13年9月以降のイスラエル・パレスチナ間の衝突により、パレスチナ自治区における社会基盤の損失は深刻な状況であり、これら人道復興支援を含むパレスチナ支援は和平実現に向けて緊急の課題として取り組むべきものである。

4.【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

中東地域の平和と安定はわが国の平和と繁栄にも直結する問題である点及びわが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。

5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- (1) 「外交青書」(99-103頁)
- (2) 外務省 HP
 - ・「川口外務大臣のステートメント「中東和平：二つの国家の平和共存に向けて」(平成15年4月29日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_kawaguchi/chuo_03/st_peace.html)
 - ・「中東和平の現状と今後の見通し」(平成15年4月)、「4.日本の施策」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/chuto/genjo_04.html)
 - ・「パレスチナ人への人道支援に関する緊急無償資金協力について」(平成15年12月19日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_5/031219.html)
 - ・「パレスチナ人への人道支援に関する緊急無償資金協力について」(平成15年1月23日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_5/040123.html)

7.【備考・特記事項】

パレスチナ独立国家の実現には長期的視野に立った取り組みが必要不可欠であり、また外務省の施策以外の外部的な要因に影響を受けるところが大であるところ、その評価は定量的に計りがたいことに留意すべきである。

4 4 信頼醸成措置

評価責任者	中東アフリカ局中東第一課長 岡 浩
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 22 日
<p>1 .【評価を行う目的】</p> <p>わが国の対中東外交が明確な政策目標の下、効果的に実施されているか否かを客観的に評価し、国民への説明責任を果たす必要がある。特に平成 13 年 9 月 11 日に米国で起きた同時多発テロ以降、中東地域は外務省の地域別外交においても注目を集める地域であり、国民の関心は高い。</p> <p>2 .【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>(1) 目的：紛争当事者間の対話と交渉を通じた合意成立に向け、紛争当事者が対話のテーブルにつくこと。</p> <p>(2) 概要</p> <p>(a) 信頼醸成会議の開催 平成 15 年 5 月、イスラエル・パレスチナ双方の政府関係者、実業界関係者、有識者を日本に招へいして信頼醸成会議を開催した。</p> <p>(b) 環境分野におけるイスラエル・パレスチナ共同事業の推進 国連日本政府代表部は、国連開発計画(UNDP)からの要請に応え、日本・パレスチナ開発基金の平成 15 年度通常拠出金から、西岸ラマッラー地区の「アル・ビーレ・ゴミ投棄場改良計画」に対して 40 万ドルを支出した。</p> <p>(c) イスラエル・パレスチナ間の NGO 協力事業への支援 ・イスラエル・パレスチナ間の対話及び市民間協力促進のため、双方の学校教師 90 名(イスラエル、パレスチナより各 45 名が参加)を一堂に集めて平和教育に関する共同セミナーを開催し、またその後の学校における「平和教育」の実施自体を促進していくための資金として、8 万 1500 米ドル(約 994 万円)を NGO 団体であるイスラエル・パレスチナ調査情報センターに供与した。 ・イスラエル・パレスチナの紛争により肉親を失ったイスラエル・パレスチナ双方の遺族が直接の対話の機会をもつためのワークショップを開催するための資金 8 万 1500 米ドル(約 994 万円)を、NGO 団体であるイスラエル・パレスチナ遺族の会に供与した。</p> <p>(d) 人物交流(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい) 平成 16 年 1 月、和平当事者であるイスラエル・パレスチナ双方の若手青年を日本に招へいし、イスラエルとパレスチナのあり得べき共存の姿や相互の信頼醸成の方途につき意見交換を行った。</p> <p>3 .【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性 中東和平実現のため当事者であるイスラエル・パレスチナ双方が交渉のテーブルに着くためには、両者間の信頼醸成が必要不可欠であり、両者のいずれに対しても利害関係を有さないわが国が公正な立場から双方の仲立ちをする意義は大きい。</p> <p>(2) 有効性 上記施策を通じ、紛争当事者間の信頼醸成に務め、対話と交渉促進を通じた合意成立に向けて努力した。特に 5 月に開催した信頼醸成会議第 1 回会合では、テロ、暴力の停止や、イスラエル政府、パレスチナ自治政府がロードマップを受入れるべきとの点等につき意見の一致を見、次回以降継続的に会合を行うことにつき合意した。</p>	

(3) 優先性

平成13年9月以降のイスラエル・パレスチナ間の衝突により両者の相互に対する不信感は増大している。和平実現のためには、その前提として両者が、双方の憎しみ、怒りを理解し、その上で合意を築いていくことが必要不可欠であり、そのための両者間の信頼醸成は最優先して取り組む必要がある。

4.【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

中東地域の平和と安定はわが国の平和と繁栄にも直結する問題であり、中東和平問題はその鍵であるとの点及びわが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。

5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

(1) 『外交青書』(99-103頁)

(2) 草の根・人間の安全保障無償資金協力案件「パレスチナ人環境管理専門家養成プログラム開催支援計画」実施報告

(3) 現地報道についての報告

・信頼醸成会議(平成15年5月21日:パレスチナ紙「アル・クドゥス」記事『アブド・ラッポ(パレスチナ自治政府(PA)内閣担当長官)とベイリン(イスラエル前司法相):イスラエルは保留なしにロードマップを受け入れるべきである』)

・『会議出席者、中東和平に関して協調』(「ヘラルド・トリビューン」記事:平成15年5月21日)

・『イスラエルとパレスチナ:外務省、来年から支援事業』(「読売新聞」11月23日)

(4) 外務省HP

・「イスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議における川口外務大臣メッセージ」

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/15/ekw_0519.html)

・「イスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議「安定的な相互依存関係の樹立に向けて」(概要)」(平成15年5月20日)(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/chuto/tesir_gai.html)

7.【備考・特記事項】

当事者間の信頼醸成は定量的には計りがたく、また外務省の施策以外の、現地情勢等の外部的な要因に影響を受けるところが大であるところ、その評価には長期的な視点が必要であることに留意すべきである。

4 5 多角的中東外交

評価責任者	中東アフリカ局中東第一課長 岡 浩
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 22 日
<p>1 .【評価を行う目的】 わが国の対中東外交が明確な政策目標の下、効果的に実施されているか否かを客観的に評価し、国民への説明責任を果たす必要がある。特に平成 13 年 9 月 11 日に米国で起きた同時多発テロ事件以降、中東地域は外務省の地域別外交においても注目を集める地域であり、国民の関心は高い。</p> <p>2 .【施策の目的と背景、施策の概要】 (1) 目的：中東和平の鍵となる主要な中東諸国との政策対話を通じて、関係を強化し、ひいては中東和平への発言力を得る (2) 概要：「日本・アラブ対話フォーラム」(第一回及び第二回会合) の開催 平成 15 年 9 月、エジプト及びサウジアラビアの各界関係者を日本に招き、「日本・アラブ対話フォーラム」第 1 回会合を開催し、「戦後イラクと国際社会の役割」及び「中東における経済社会開発」について意見交換を行った。また、平成 16 年 3 月には、エジプトのアレキサンドリアで「日本・アラブ対話フォーラム」第二回会合が開催され、日本・アラブ間の協力に向けた活発な意見が行われた。この会議においても中東和平問題への取組の重要性とともに、日本が一層の役割を示すことが重要な意見が見られた。</p> <p>3 .【施策の評価の観点と効果の把握】 (1) 必要性 イラク情勢の大きな変化を受け、今後もわが国として中東地域の平和と安定に一層の努力を払っていくことが重要であり、アラブ・イスラム世界との幅広い、より深みのある交流と相互理解を進めていくため、政治・経済・文化等様々な分野における中東諸国との関係構築に努める必要がある。</p> <p>(2) 有効性 上記施策を通じ、中東和平における鍵となる主要なアラブ諸国との対話と交渉を促進し、中東和平を含む中東政策への取組における日本の発言力を高めることに努力した。その結果、これら当事者よりはわが国の関与を歓迎する旨の発言がなされており、今後とも緊密な意見交換を行っていくことにつき賛意が得られている。</p> <p>(3) 優先性 米軍等国による対イラク武力行使以降、中東地域の平和と安定は国際社会全体にとって最重要課題であるところ、わが国が中東の平和と安定に向けた役割を果たすにあたっては、中東諸国に対する多角的なチャンネルを通じ、相互の文化・社会に対する理解と尊敬を基調とした幅広い協調関係を築くことが重要である。</p> <p>4 .【評価の結果】 (1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他 中東地域の平和と安定はわが国の平和と繁栄にも直結する問題である点及びわが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。</p> <p>5 .【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】 施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。</p>	

6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

(1) 外交青書(99-103頁)、外務省HP他)

(2) 関連する現地報道についての報告

- ・「日・アラブ対話フォーラム」(平成15年9月16日:サウジアラビア紙記事『サウジがアラブ・日本対話フォーラムに参加』)
- ・『「日本・アラブ対話フォーラム」への期待』(平成15年9月11日:読売新聞夕刊17面、山内昌之氏):「日本の実務能力世界に示す場に」
- ・「日本・アラブ対話フォーラム」(平成16年3月10日:読売新聞朝刊14面『アラブとの相互理解』、山内昌之氏)

(3) 外務省HP

- ・「日本・アラブ対話フォーラム(概要)」(平成15年9月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/middleeast/jaf_gh.html)
- ・「川口外務大臣のステートメント「中東和平:2つの国家の平和共存に向けて」(平成15年4月)(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_kawaguchi/chuto_03/st_peace.html)
- ・「日本・アラブ対話フォーラム」第二回会合(概要)(平成16年3月)近日掲載予定

7.【備考・特記事項】

多角的中東外交の成果である相互理解は定量的には計りがたいものであり、また外務省の施策以外の外的な要因に影響を受けるところが大であるところ、その評価には長期的な視点が必要であることに留意すべきである。

4 6 わが国の立場と支援姿勢の積極的広報

評価責任者	中東アフリカ局中東第一課長 岡 浩
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 22 日
<p>1 .【評価を行う目的】 わが国の対中東外交が明確な政策目標の下、効果的に実施されているか否かを客観的に評価し、国民への説明責任を果たす必要がある。特に平成 13 年 9 月 11 日に米国で起きた同時多発テロ以降、中東地域は外務省の地域別外交においても注目を集める地域であり、国民の関心は高い。</p> <p>2 .【施策の目的と背景、施策の概要】 (1) 目的：わが国の中東政策における国際的な発言力の強化 (2) 概要 (a) 談話の発出 中東情勢に関し、外務大臣談話及び外務報道官談話を数多く発出、国内では邦人記者を通じて、また在外公館を通じて関係国で広く広報することを通じて、日本のメッセージを内外に対して積極的に伝えた。 (b) 政策広報 報道関係者招待をはじめ、要人の現地訪問にあたってプレスとの接点を作り、中東各国プレスの在京特派員や現地レベルでのプレス関係者との交流を行う等、様々な機会を捉えて日本の立場と取組についての政策広報に努めている。 (c) 外務省 HP の更新 インターネットを通じた情報の公開と広報の重要性にかんがみ、随時中東和平に関する外務省 HP を更新している。 (d) 在京アラブ外交団との活発な交流 平成 15 年 12 月に在京アラブ大使等を招待して川口大臣夕食会を開催した他、平成 16 年 1 月には、在京アラブ外交団との懇談会に竹内次官が出席、中東和平問題をはじめとする地域の諸問題に対するわが国の立場につき説明した。</p> <p>3 .【施策の評価の観点と効果の把握】 (1) 必要性 中東地域については、国民の当該地域に対する関心の高さに比して、如何なる政策目的の下にどのような具体的な施策を実施しているのかに対する理解が不十分であるところ、積極的広報を通じて施策に対する国民の理解を得る必要がある。 (2) 有効性 上記施策を通じ、中東和平に関して高まる内外の関心に応えるべく努力した。その結果、例えば外務省 HP の中東和平に関するサイトへのヒット数は全般的な傾向として増加している。 (3) 優先性 近年外務省の政策に対する国民の見方は厳しくなっており、また、昨年の米軍等による対イラク武力行使以降、イラクを中心とした中東地域に対する関心は高まっている。他方、当該地域に対するわが国の施策、とりわけイラク復興と並んで地域及び国際社会の重要課題である中東和平に対する取組が十分国民の理解を得ているとは言い難い。従って、わが国の取組を積極的に広報し、国民の理解を得ることは、今後中東地域に対するわが国の施策を進める上で極めて有益である。</p>	

4.【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4)その他

和平努力に対するわが国の支援姿勢を対外的に積極的に PR するため、引き続き、外務大臣談話及び外務報道官談話の発出、外務省 HP の更新等の施策を継続する必要がある。

5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

外務省 HP、日本の中東政策に関する邦字紙及び現地紙についての在外公館からの報告

外務省 HP

- ・「日本の中東和平への取り組み」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/chuto/index.html>)
- ・「川口外相の中東訪問」(事務次官会見記録)(平成 15 年 4 月)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/jikan/j_0304.html#index)
- ・「イスラエル・パレスチナ間の信頼醸成のための会議」, 「茂木副大臣の中東訪問」(事務次官会見記録)(平成 15 年 5 月 19 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/jikan/j_0305.html#2-B)
- ・「イスラエルによる移動制限措置等について」(外務報道官談話)(平成 15 年 1 月 9 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/15/dga_0109.html)
- ・「イスラエル軍によるガザ地区侵攻について」(外務報道官談話)(平成 15 年 1 月 28 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/15/dga_0128.html)
- ・「イスラエルにおける自爆テロの発生について」(外務報道官談話)(平成 15 年 3 月 6 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/15/dga_0306.html)
- ・「パレスチナ諸派による停戦表明とイスラエル軍によるパレスチナ自治区からの撤退開始について」(外務報道官談話)(平成 15 年 6 月 3 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/15/dga_0630.html)
- ・「イスラエルにおける連続自爆テロについて」(外務報道官談話)(平成 15 年 9 月 10 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/15/dga_0910.html)
- ・「ガザ地区での米国人に対する爆破事件について」(外務報道官談話)(平成 15 年 10 月 16 日)(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/15/dga_1016.html)
- ・「パレスチナ情勢について」(外務報道官談話)(平成 15 年 10 月 22 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/15/dga_1022.html)
- ・「パレスチナ自治政府クレイ新内閣の発足について」(外務報道官談話)(平成 15 年 11 月 13 日)(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/15/dga_1113.html)
- ・「イスラエル及びパレスチナ自治区における最近の暴力行為について」(外務報道官談話)(平成 15 年 12 月 26 日)(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/15/dga_1226.html)

7.【備考・特記事項】

中東和平プロセスが依然として膠着する中、いかなるメッセージをどのタイミングで発出することが、日本の中東和平政策の対外 PR を行う上で効果的であるのか、特に中東地域のプレスに対していかに効率的に広報を行うか検討する必要がある。